

# 四半期報告書

(第10期第1四半期)

アイティメディア株式会社

(E05686)

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【経営上の重要な契約等】 .....	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	6
第3 【設備の状況】 .....	8
第4 【提出会社の状況】 .....	9
1 【株式等の状況】 .....	9
2 【株価の推移】 .....	30
3 【役員の状況】 .....	31
第5 【経理の状況】 .....	32
1 【四半期連結財務諸表】 .....	33
2 【その他】 .....	44
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	45

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月8日

【四半期会計期間】 第10期第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

【会社名】 アイティメディア株式会社

【英訳名】 ITmedia Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大槻利樹

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

【電話番号】 03-6822-9200（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 工藤靖

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

【電話番号】 03-5293-2612

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 工藤靖

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第10期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第9期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (千円)	769,305	3,430,212
経常利益 (千円)	34,560	602,091
四半期(当期)純利益 (千円)	21,071	328,445
純資産額 (千円)	4,000,343	3,937,268
総資産額 (千円)	4,233,116	4,409,365
1株当たり純資産額 (円)	62,785.00	62,413.73
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	332.76	5,296.89
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	330.08	5,104.61
自己資本比率 (%)	94.4	89.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△27,072	360,868
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	47,754	△1,778,253
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	39,514	2,108,107
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	1,671,933	1,611,736
従業員数 (名)	188	174

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における状況

平成20年6月30日現在

従業員数（名）	188 [ 19]
---------	-----------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員欄の〔外書〕は、臨時従業員の当四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

### (2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（名）	188 [ 19]
---------	-----------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員欄の〔外書〕は、臨時従業員の当四半期会計期間の平均雇用人員であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行なっておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは受注から納品までの期間が短期間のため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高（千円）
テクノロジー・メディア事業	193,097
ライフスタイル・メディア事業	159,129
エンタープライズ・メディア事業	114,020
ビジネス・メディア事業	125,943
人財メディア事業	88,262
ターゲティング・メディア事業	88,852
合計	769,305

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	当第1四半期連結会計期間	
	販売高（千円）	割合（%）
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)	156,366	20.3

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行なわれておりません。



### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

#### (1) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は42億33百万円（前連結会計年度末比1億76百万円減）となりました。主な要因は、売掛金が1億56百万円減少したことによります。

負債合計は2億32百万円（同2億39百万円減）となりました。主な要因は、未払法人税等が1億77百万円減少したことによります。

純資産合計は40億円（同63百万円増）となりました。

#### (2) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、前連結会計年度からの米国サブプライムローン問題の深刻化に加え、原油・穀物等の価格高騰に伴う景気の不安定感により、引き続き先行き不透明な状況で推移いたしました。

これらの景気減退傾向は、当社の主要な取引先であるIT業界にも波及し、広告宣伝予算の抑制や先送りに繋がっております。インターネット広告につきましても、テレビ、新聞等他のメディアと比較すると影響は少ないものの、市場環境はやや厳しい局面に入りつつあります。

このような現況においても、オンライン・メディア企業である当社グループは、成長分野であるターゲティング・メディア事業と人財メディア事業の拡大に積極的に取り組んでまいりました。IT関連製品の購入見込み客を開拓するターゲティング・メディア事業は、会員数・売上ともに大幅に伸ばしました。また、IT技術者の転職を支援する人財メディア事業も、堅調な会員増に支えられ広告売上・サービス売上ともに成長を果たしました。

一方で、広告収入を基盤とするそのほかのメディア事業におきましても、消費者向けの広告は好調だったものの、企業向けの広告が振るわず、全体としてはやや苦戦いたしました。しかしながら、当社グループは収益の柱である広告収入を継続的に拡大するために、新たなコンテンツ領域の開拓による新規読者の獲得に積極的に取り組んでおります。

当第1四半期連結会計期間には音楽情報専門サイト「BARKS（パークス）」の事業譲渡を受け、コンテンツの充実を図っております。また、金融・投資・経営等ビジネス分野をテーマとするサイトや、製造業技術者を対象とする技術情報サイトの成長により、新規顧客獲得にも成功しております。

このような結果、当第1四半期連結会計期間におきましても、売上高は7億69百万円、営業利益は23百万円、経常利益は34百万円及び四半期純利益は21百万円となりました。

なお、セグメント別の状況は以下のとおりであります。

##### テクノロジー・メディア事業

テクノロジー・メディア事業におきましても、既存顧客からの堅調な広告出稿、内部統制など関心の高いテーマでの広告主獲得により、当第1四半期連結会計期間の売上高は1億93百万円、営業利益は14百万円となりました。同事業におきましても、前連結会計年度に立ち上げた「@IT MONOist（モノイスト）」において電子機器フォーラムを開設し、さらなる顧客獲得に成功しております。

##### ライフスタイル・メディア事業

ライフスタイル・メディア事業におきましても、既存サイトについては堅調に推移したものの、期初に事業を譲り受けた音楽情報専門サイト「BARKS（パークス）」の移転費用ならびに運営費用が増加しました。その結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は1億59百万円、営業損失は11百万円となりました。

##### エンタープライズ・メディア事業

エンタープライズ・メディア事業におきましても、「ITmedia エンタープライズ」のサイトリニューアルを行ない売上の増加を図りましたが、紙媒体コンテンツのオンライン化シフトによる売上の減少をカバーするには至らず、当第1四半期連結会計期間の売上高は1億14百万円、営業損失は40百万円となりました。

#### ビジネス・メディア事業

ビジネス・メディア事業におきましては、大手顧客を中心としたインプレッション型広告が拡大しました。また、前連結会計年度に立ち上げた「Business Media 誠（まこと）」において、ビジネスパーソンの向け環境チャンネル「ECO誠（エコまこと）」を開設しコンテンツの充実を図りました。その結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は1億25百万円、営業利益は32百万円となりました。

#### 人財メディア事業

人財メディア事業におきましては、広告売上及び人材関連サービス売上がともに順調に成長しました。その結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は88百万円、営業利益は24百万円となりました。

#### ターゲティング・メディア事業

ターゲティング・メディア事業におきましては、前連結会計年度に引き続き広告主数を伸ばし、会員数も順調に増加いたしました。その結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は88百万円、営業利益は4百万円となりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末より60百万円増加し、16億71百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における営業活動の結果、減少した資金は27百万円となりました。収入の主な内訳は、売上債権の減少によるキャッシュ・フローの増加1億56百万円及び税金等調整前四半期純利益34百万円であり、支出の主な内訳は、法人税等の支払額1億78百万円及び賞与引当金の減少によるキャッシュ・フローの減少60百万円であります。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における投資活動の結果、得られた資金は47百万円となりました。収入の主な内訳は、有価証券の減少によるキャッシュ・フローの増加1億81百万円であり、支出の主な内訳は、投資有価証券の取得による支出99百万円であります。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における財務活動の結果、得られた資金は39百万円となりました。これは、株式の発行によるキャッシュ・フローの増加であります。

### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

### (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前連結会計年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	200,000
計	200,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数（株） （平成20年6月30日）	提出日現在 発行数（株） （平成20年8月8日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	63,620	63,622	東京証券取引所 （マザーズ）	完全議決権株式であり、株主 としての権利内容に制限のな い、標準となる株式でありま す。
計	63,620	63,622	—	—

（注） 提出日現在の発行数には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権等の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権

(平成13年5月10日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株引受権の数(個)	—
新株引受権のうち自己新株引受権の数(個)	—
新株引受権の目的となる株式の種類	普通株式
新株引受権の目的となる株式の数(株) (注)1、2、6	144
新株引受権の行使時の払込金額(円) (注)3、6	25,000
新株引受権の行使期間	平成16年4月1日～ 平成23年7月10日
新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)6	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株引受権の行使の条件	(注)4
新株引受権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株引受権の交付に関する事項	—
新株引受権付社債の残高(百万円)	0

(注)1 新株引受権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株引受権の目的となる株式の数を減じている。

2 新株引受権発行日以後、当社が株式分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

3 新株引受権発行日後、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき(新株引受権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、資本減少を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4 新株引受権行使の条件について

(1) 取締役が、当社の取締役としての地位を喪失した日において、新株引受権に関する一切の権利を放棄するものとし、かかる日以後これを行使しないものとする。但し、取締役が会社の業務命令により他社の取締役または従業員に就任または転籍したために会社の取締役としての地位を喪失した場合、または特段の理由なく解任決議がなされもしくは任期満了後重任されなかった場合はこの限りではない。

(2) 対象者は、当社が株式公開をした日以降、以下の区分に従って、新株引受権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株引受権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。

- a 平成16年4月1日以降1年間は、割当てられた新株引受権の25%について権利行使することができる。
  - b 平成17年4月1日以降1年間は、割当てられた新株引受権の50%について権利行使することができる。
  - c 平成18年4月1日以降は、割当てられた新株引受権の全てについて権利行使することができる。
  - d 前項に関わらず、平成19年3月31日時点において会社が株式公開を機関決定していない場合、対象者は、平成19年4月1日以降平成23年7月10日まで、新株引受権の全てを行使することができるものとする。
- (3) その他の条件は、当社と新株引受権の割当てを受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。
- 5 新株引受権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。
- 6 平成14年6月20日及び平成19年10月1日の株式分割により、「新株引受権の目的となる株式の数」、「新株引受権の行使時の払込金額」、「新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権

(平成13年5月10日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株引受権の数(個)	—
新株引受権のうち自己新株引受権の数(個)	—
新株引受権の目的となる株式の種類	普通株式
新株引受権の目的となる株式の数(株) (注)1、2、6	168
新株引受権の行使時の払込金額(円) (注)3、6	25,000
新株引受権の行使期間	平成16年4月1日～ 平成23年7月10日
新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)6	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株引受権の行使の条件	(注)4
新株引受権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株引受権の交付に関する事項	—
新株引受権付社債の残高(百万円)	0

(注)1 新株引受権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株引受権の数及び新株引受権の目的となる株式の数を減じている。

2 新株引受権発行日以後、当社が株式分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

3 新株引受権発行日後、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき(新株引受権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、資本減少を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4 新株引受権行使の条件について

(1) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株引受権の権利行使はできなくなり、本新株引受権は失効するものとする。

- 対象者が会社の従業員としての地位を喪失したとき(但し、会社の取締役に就任した場合、または会社が諸般の事情を考慮のうえ、権利の存続を承認したときは、この限りではない。)
- 対象者が在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合
- 対象者が当社またはソフトバンクグループの社会的信用を害する行為その他当社またはソフトバンクグループに対する背信的行為と認められる行為をした場合
- 対象者が新株引受権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合

- (2) 対象者は、会社が株式公開をした日以降、以下の区分に従って、新株引受権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株引受権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
- a 平成16年4月1日以降1年間は、割当てられた新株引受権の25%について権利行使することができる。
  - b 平成17年4月1日以降1年間は、割当てられた新株引受権の50%について権利行使することができる。
  - c 平成18年4月1日以降は、割当てられた新株引受権の全てについて権利行使することができる。
  - d 前項に関わらず、平成19年3月31日時点において会社が株式公開を機関決定していない場合、対象者は、平成19年4月1日以降平成23年7月10日まで、新株引受権の全てを行使することができるものとする。
- (3) その他の条件は、当社と新株引受権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。
- 5 新株引受権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。
- 6 平成14年6月20日及び平成19年10月1日の株式分割により、「新株引受権の目的となる株式の数」、「新株引受権の行使時の払込金額」、「新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。



平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

(平成15年 8月26日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年 6月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1、2	360
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1、2、6	720
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 3、6	75,000
新株予約権の行使期間	平成17年 8月27日～ 平成23年 7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 6	発行価格 75,000 資本組入額 37,500
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じている。

2 新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3 新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、株式無償割当を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4 新株予約権行使の条件

- (1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は失効する。
- (2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は失効するものとする。
  - a 対象者が在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合
  - b 対象者が当社の書面による承諾なしに当社と競合関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合

- c 対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - d 対象者が当社またはソフトバンクグループの社会的信用を害する行為その他当社またはソフトバンクグループに対する背信的行為と認められる行為をした場合
  - e 対象者が新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合
  - f 対象者が本新株予約権を放棄した場合
  - g 対象者が権利行使期間到来前に死亡した場合
- (3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
- a 平成17年8月26日と株式公開日より6ヶ月経過する前日のどちらか遅い日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
  - b 上記a 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の25%について権利行使することができる。
  - c 上記b 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
  - d 上記c 経過後、平成23年7月10日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。
- 5 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。
- 6 平成19年10月1日の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況  
(平成17年9月15日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1、2	789
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1、2、6	1,578
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 3、6	83,500
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～ 平成27年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 6	発行価格 83,500 資本組入額 41,750
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じている。

2 新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3 新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、株式無償割当を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4 新株予約権行使の条件

- (1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は失効する。
- (2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は失効するものとする。

- a 対象者が在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分をうけた場合
  - b 対象者が当社の書面による承諾なしに当社と競合関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合
  - c 対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - d 対象者が当社またはソフトバンクグループの社会的信用を害する行為その他当社またはソフトバンクグループに対する背信的行為と認められる行為をした場合
  - e 対象者が新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合
  - f 対象者が本新株予約権を放棄した場合
  - g 対象者が権利行使期間到来前に死亡した場合
- (3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
- a 平成19年6月17日と株式公開日より6ヶ月経過する前日のどちらか遅い日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
  - b 上記a 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の25%について権利行使することができる。
  - c 上記b 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
  - d 上記c 経過後、平成27年6月17日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。
- 5 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。
- 6 平成19年10月1日の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

(平成18年2月15日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1、2	144
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1、2、6	288
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 3、6	83,500
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～ 平成27年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 6	発行価格 83,500 資本組入額 41,750
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じている。

2 新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3 新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、株式無償割当を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4 新株予約権行使の条件

- (1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は失効する。
- (2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は失効するものとする。

- a 対象者が在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分をうけた場合
  - b 対象者が当社の書面による承諾なしに当社と競合関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合
  - c 対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - d 対象者が当社またはソフトバンクグループの社会的信用を害する行為その他当社またはソフトバンクグループに対する背信的行為と認められる行為をした場合
  - e 対象者が新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合
  - f 対象者が本新株予約権を放棄した場合
  - g 対象者が権利行使期間到来前に死亡した場合
- (3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
- a 平成19年6月17日と株式公開日より6ヶ月経過する前日のどちらか遅い日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
  - b 上記a 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の25%について権利行使することができる。
  - c 上記b 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
  - d 上記c 経過後、平成27年6月17日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。
- 5 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。
- 6 平成19年10月1日の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の状況

(平成18年6月16日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1、2	52
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1、2、6	104
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 3、6	125,000
新株予約権の行使期間	平成20年6月17日～ 平成28年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 6	発行価格 125,000 資本組入額 62,500
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じている。

2 新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3 新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、株式無償割当を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4 新株予約権行使の条件

(1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は消滅する。

(2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は消滅するものとする。

- a 在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分をうけた場合
  - b 会社法第331条に規定する欠格事由に該当するに至った場合
  - c 会社法第356条に違反する競業取引を行なった場合
  - d 会社法第356条に定める行為を行ない、当社またはソフトバンクグループ各社に対して損害賠償責任を負うべき場合
  - e 当社の書面による承諾なしに当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合
  - f 禁錮以上の刑に処せられた場合
  - g 当社またはソフトバンクグループの社会的信用を害する行為その他当社またはソフトバンクグループに対する背信的行為と認められる行為をした場合
  - h 新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合
  - i 本新株予約権を放棄した場合
  - j 権利行使期間到来前に死亡した場合
- (3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
- a 平成20年6月16日と株式公開日より6ヶ月経過する前日のどちらか遅い日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
  - b 上記a 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の25%について権利行使することができる。
  - c 上記b 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
  - d 上記c 経過後、平成28年6月16日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。
- 5 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。
- 6 平成19年10月1日の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。



会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の状況

(平成18年9月21日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個) (注)1、2	78
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1、2、6	156
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)3、6	125,000
新株予約権の行使期間	平成20年6月17日～ 平成28年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)6	発行価格 125,000 資本組入額 62,500
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じている。

2 新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3 新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、株式無償割当を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4 新株予約権行使の条件

- (1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は消滅する。
- (2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は消滅するものとする。

- a 在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分をうけた場合
  - b 会社法第331条に規定する欠格事由に該当するに至った場合
  - c 会社法第356条に違反する競業取引を行なった場合
  - d 会社法第356条に定める行為を行ない、当社またはソフトバンクグループ各社に対して損害賠償責任を負うべき場合
  - e 当社の書面による承諾なしに当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合
  - f 禁錮以上の刑に処せられた場合
  - g 当社またはソフトバンクグループの社会的信用を害する行為その他当社またはソフトバンクグループに対する背信的行為と認められる行為をした場合
  - h 新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合
  - i 本新株予約権を放棄した場合
  - j 権利行使期間到来前に死亡した場合
- (3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
- a 平成20年6月16日と株式公開日より6ヶ月経過する前日のどちらか遅い日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
  - b 上記a 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の25%について権利行使することができる。
  - c 上記b 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
  - d 上記c 経過後、平成28年6月16日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。
- 5 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。
- 6 平成19年10月1日の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の状況

(平成19年9月20日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	70
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	70
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2	160,000
新株予約権の行使期間	平成22年11月2日～ 平成25年11月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 160,000 資本組入額 80,000
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 2 新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行(会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く)または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、新株予約権の割当日後に、合併または会社分割等を行う場合、その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3 新株予約権行使の条件

- (1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は消滅する。
- (2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は消滅するものとする。
  - a 在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分をうけた場合
  - b 会社法第331条に規定する欠格事由に該当するに至った場合
  - c 会社法第356条に違反する競業取引を行なった場合
  - d 会社法第356条に定める行為を行ない、当社に対して損害賠償責任を負うべき場合
  - e 当社の書面による承諾なしに当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合
  - f 禁錮以上の刑に処せられた場合
  - g 当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為をした場合

- h 新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合
  - i 本新株予約権を放棄した場合
  - j 権利行使期間到来前に死亡した場合
- (3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
- a 平成22年11月2日より1年間は、割当てられた新株予約権の25%について権利行使することができる。
  - b 上記a 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
  - c 上記b 経過後、平成25年11月1日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。
- 4 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の状況

(平成19年9月20日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	220
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	220
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2	160,000
新株予約権の行使期間	平成22年11月2日～ 平成25年11月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 160,000 資本組入額 80,000
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 2 新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行(会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く)または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、新株予約権の割当日後に、合併または会社分割等を行う場合、その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3 新株予約権行使の条件

- (1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は消滅する。
- (2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は消滅するものとする。
  - a 在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合
  - b 会社法第331条に規定する欠格事由に該当するに至った場合
  - c 会社法第356条に違反する競業取引を行なった場合
  - d 会社法第356条に定める行為を行ない、当社に対して損害賠償責任を負うべき場合
  - e 当社の書面による承諾なしに当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合
  - f 禁錮以上の刑に処せられた場合

- g 当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為をした場合
  - h 新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合
  - i 本新株予約権を放棄した場合
  - j 権利行使期間到来前に死亡した場合
- (3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
- a 平成22年11月2日より1年間は、割当てられた新株予約権の25%について権利行使することができる。
  - b 上記a 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
  - c 上記b 経過後、平成25年11月1日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。

4 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日 (注)	599	63,620	19,967	1,620,686	19,966	1,664,401

(注) ストック・オプションの行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4	—	株主として権利内容に何ら制限のない標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 63,017	63,017	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	63,021	—	—
総株主の議決権	—	63,017	—

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) アイティメディア株式会社	東京都千代田区丸の内 3-1-1	4	—	4	0.00
計	—	4	—	4	0.00



## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	平成20年5月	平成20年6月
最高（円）	95,700	96,800	84,200
最低（円）	84,800	83,100	66,100

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。

### 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の変動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の変動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
管理本部長 兼経営企画部長	管理本部長 兼コーポレート・ コミュニケーション室長	工藤 靖	平成20年7月1日

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,221,933	1,111,736
受取手形及び売掛金	469,095	625,306
有価証券	994,715	1,126,153
仕掛品	5,377	1,482
その他	98,463	116,731
貸倒引当金	△48	△63
流動資産合計	2,789,537	2,981,346
固定資産		
有形固定資産	※1 113,818	※1 97,951
無形固定資産		
のれん	35,792	40,905
その他	145,649	144,701
無形固定資産合計	181,442	185,607
投資その他の資産		
投資有価証券	1,006,044	1,006,185
その他	142,274	138,274
投資その他の資産合計	1,148,318	1,144,459
固定資産合計	1,443,579	1,428,019
資産合計	4,233,116	4,409,365
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	43,469	55,608
未払法人税等	4,590	182,097
賞与引当金	37,416	97,449
その他	147,297	136,940
流動負債合計	232,773	472,097
負債合計	232,773	472,097
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,620,686	1,600,719
資本剰余金	1,664,401	1,644,435
利益剰余金	709,948	688,877
自己株式	△906	△906
株主資本合計	3,994,130	3,933,125
新株予約権	6,212	4,142
純資産合計	4,000,343	3,937,268
負債純資産合計	4,233,116	4,409,365

(2) 【四半期連結損益計算書】  
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	769,305
売上原価	281,888
売上総利益	487,417
販売費及び一般管理費	
従業員給料及び手当	181,131
賞与引当金繰入額	20,985
その他	261,835
販売費及び一般管理費合計	463,952
営業利益	23,464
営業外収益	
受取利息	10,212
受取配当金	750
その他	748
営業外収益合計	11,711
営業外費用	
株式交付費	418
雑損失	196
営業外費用合計	615
経常利益	34,560
税金等調整前四半期純利益	34,560
法人税、住民税及び事業税	4,688
法人税等調整額	8,800
法人税等合計	13,488
四半期純利益	21,071

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	34,560
減価償却費	18,717
のれん償却額	5,113
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△60,033
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△15
受取利息及び受取配当金	△10,962
株式交付費	418
売上債権の増減額 (△は増加)	156,211
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△3,894
仕入債務の増減額 (△は減少)	△12,139
その他	3,989
小計	131,964
利息及び配当金の受取額	19,687
法人税等の支払額	△178,723
営業活動によるキャッシュ・フロー	△27,072
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有価証券の純増減額 (△は増加)	181,153
有形固定資産の取得による支出	△28,982
無形固定資産の取得による支出	△5,102
投資有価証券の取得による支出	△99,313
投資活動によるキャッシュ・フロー	47,754
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
株式の発行による収入	39,514
財務活動によるキャッシュ・フロー	39,514
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	60,197
現金及び現金同等物の期首残高	1,611,736
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 1,671,933

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1 会計方針の変更 (1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。 これによる損益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1 固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予想を利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)  
該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)  
該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
※1	有形固定資産の減価償却累計額 97,935千円	※1	有形固定資産の減価償却累計額 88,475千円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
※1	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
	現金及び預金 1,221,933千円
	預入期間が3ヶ月以内の譲渡性預金 450,000 〃
	現金及び現金同等物 <u>1,671,933千円</u>



(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	63,620

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	4

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権  
新株予約権の四半期連結会計期間末残高

提出会社 6,212千円

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

記載すべき重要な事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

(単位:千円)

	テクノロジー・メディア事業	ライフスタイル・メディア事業	エンタープライズ・メディア事業	ビジネス・メディア事業	人財メディア事業	ターゲティング・メディア事業	計	消去又は全社	連結
売上高									
(1)外部顧客に対する売上高	193,097	159,129	114,020	125,943	88,262	88,852	769,305	—	769,305
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	193,097	159,129	114,020	125,943	88,262	88,852	769,305	—	769,305
営業利益又は営業損失(△)	14,020	△11,659	△40,192	32,072	24,345	4,878	23,464	—	23,464

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業区分に属する主な事業内容

- |                     |   |
|---------------------|---|
| (1) テクノロジー・メディア事業   | 専門性の高いIT関連情報・技術解説                           |
| (2) ライフスタイル・メディア事業  | 携帯、パソコン、家電、ゲーム等デジタル関連機器の製品情報<br>ならびに活用情報    |
| (3) エンタープライズ・メディア事業 | 企業情報システムの導入や運用等の意思決定に資する情報                  |
| (4) ビジネス・メディア事業     | 情報技術に関するニュース及び、ITを効率的に仕事へ活用するための情報          |
| (5) 人財メディア事業        | スキルアップや転職を希望するIT関連技術者を支援するための<br>情報及び会員サービス |
| (6) ターゲティング・メディア事業  | IT関連製品やサービスの導入・購買を支援する情報ならびに会<br>員サービス      |

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
62,785円00銭	62,413円73銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	4,000,343	3,937,268
普通株式に係る純資産額(千円)	3,994,130	3,933,125
差額の主な内訳		
新株予約権(千円)	6,212	4,142
普通株式の発行済株式数(株)	63,620	63,021
普通株式の自己株式数(株)	4	4
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	63,616	63,017

## 2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

## 第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	332円76銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	330円08銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	21,071
普通株式に係る四半期純利益(千円)	21,071
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	63,324.43
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(株)	
新株引受権	333.32
新株予約権	179.83
普通株式増加数(株)	513.15
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—

(重要な後発事象)

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月7日

アイティメディア株式会社  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 浅枝 芳 隆 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 津田 英 嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアイティメディア株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アイティメディア株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の8第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成20年8月8日
<b>【会社名】</b>	アイティメディア株式会社
<b>【英訳名】</b>	ITmedia Inc.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 大槻利樹
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	該当事項はありません。
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長大槻利樹は、当社の第10期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。